

企業版ふるさと納税について

令和4年1月20日

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話:03-6257-1421

メール:kigyou-furusato@cas.go.jp

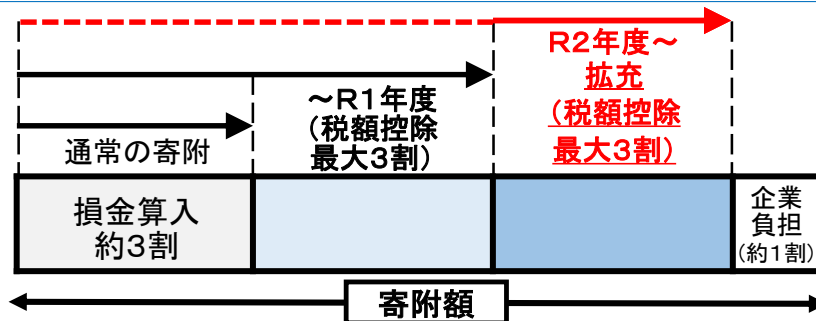
企業版ふるさと納税について

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

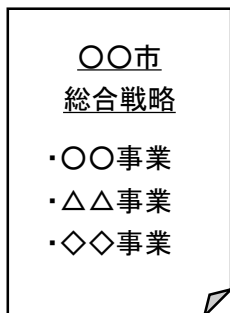


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

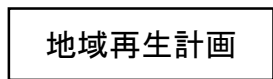
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



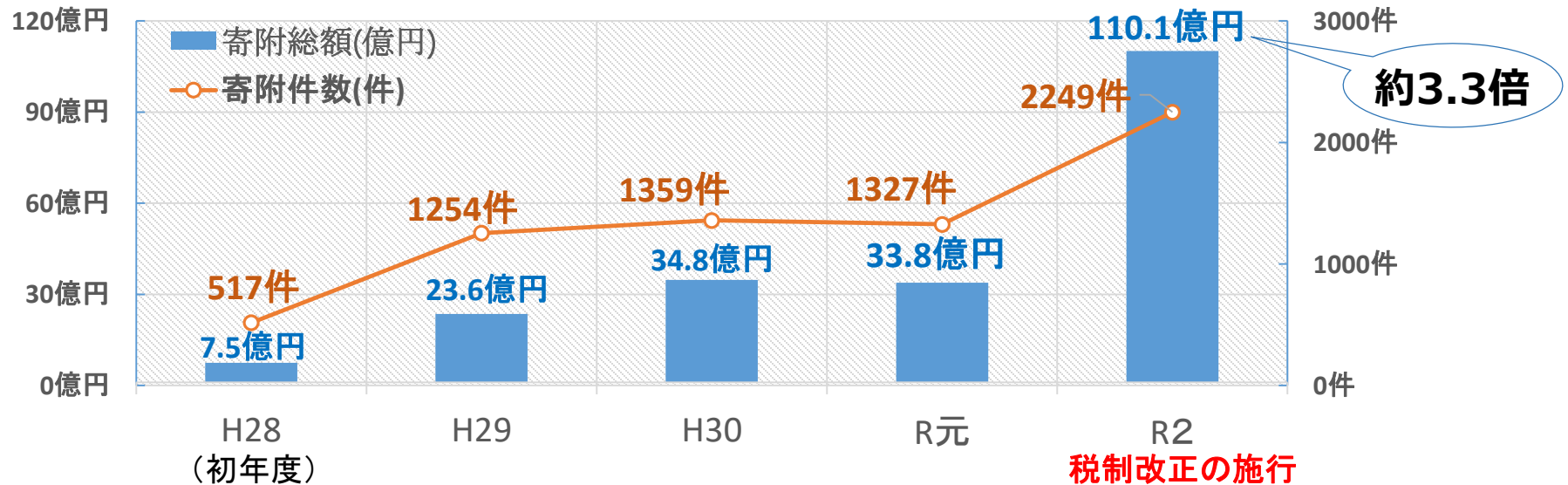
国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村(令和3年11月26日時点)

令和2年度寄附実績（令和3年8月27日公表）

○ 令和2年度の寄附実績は、**税制改正の大幅な見直しを踏まえ**、コロナ禍にあっても、金額・件数ともに**大きく増加**（金額は前年比**3.3倍**の**110.1億円**、件数は**1.7倍**の**2,249件**）

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	209.7億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	6,706件



都道府県別の寄附受入れ実績

- ほぼ全ての都道府県で活用自治体数、金額が増加。
- 寄附額全体の対前年増加率(約3.3倍)を超える増加率となった都道府県は、26府県。

(単位:件、百万円、団体)

	令和2年度			(参考)令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
北海道	262	1,577.5	61	54	653.1	15
青森県	26	1,078.5	11	55	469.5	9
岩手県	57	372.7	11	33	88.6	6
宮城県	65	156.3	10	46	44.2	9
秋田県	38	68.6	9	39	29.6	7
山形県	38	67.9	8	42	23.4	6
福島県	43	182.3	16	12	11.9	6
茨城県	69	578.5	13	18	309.1	5
栃木県	18	54.5	6	5	15.7	4
群馬県	57	344.0	11	58	22.3	8
埼玉県	31	54.6	8	24	56.9	6
千葉県	36	119.0	11	20	16.9	4
東京都	15	16.1	3	12	4.7	2
神奈川県	28	101.6	7	16	54.8	6
新潟県	73	171.4	19	41	41.3	11
富山県	23	78.1	7	11	14.9	5
石川県	71	215.0	10	80	78.2	9
福井県	11	19.7	3	11	14.5	2
山梨県	11	38.4	5	9	3.4	3
長野県	67	244.9	31	75	153.6	21
岐阜県	55	125.5	12	23	31.6	6
静岡県	53	950.7	15	31	20.4	6
愛知県	23	593.2	13	5	1.5	5

	令和2年度			(参考)令和元年度		
	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数	寄附件数	寄附額	寄附活用団体数
三重県	32	115.3	9	7	2.0	3
滋賀県	10	35.1	4	10	16.8	2
京都府	93	261.0	12	11	25.2	4
大阪府	55	117.0	6	33	20.6	8
兵庫県	81	147.2	16	65	100.7	13
奈良県	20	65.0	7	10	38.8	5
和歌山県	24	29.6	12	13	11.5	3
鳥取県	33	42.3	7	15	12.2	2
島根県	20	63.9	8	17	48.2	7
岡山県	69	342.6	20	119	222.0	15
広島県	70	659.2	12	25	93.5	6
山口県	20	23.7	4	8	2.0	3
徳島県	46	363.2	11	27	31.9	3
香川県	4	14.0	3	6	30.0	2
愛媛県	19	123.7	8	5	2.3	2
高知県	22	154.7	6	21	18.9	3
福岡県	75	214.7	14	31	57.0	11
佐賀県	49	102.1	11	15	287.2	6
長崎県	64	44.4	7	31	25.6	3
熊本県	74	416.1	15	13	16.2	6
大分県	29	59.6	9	8	15.6	3
宮崎県	48	75.8	9	31	39.0	5
鹿児島県	109	318.4	19	83	97.5	15
沖縄県	13	13.7	4	3	5.5	2
合計	2,249	11,011	533	1,327	3,380	293

※表内の赤色の箇所は、寄附件数全体の対前年増加率(約1.7倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附件数。

※表内の青色の箇所は、寄附額全体の対前年増加率(約3.3倍)を超える増加率となった都道府県別の寄附額。

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

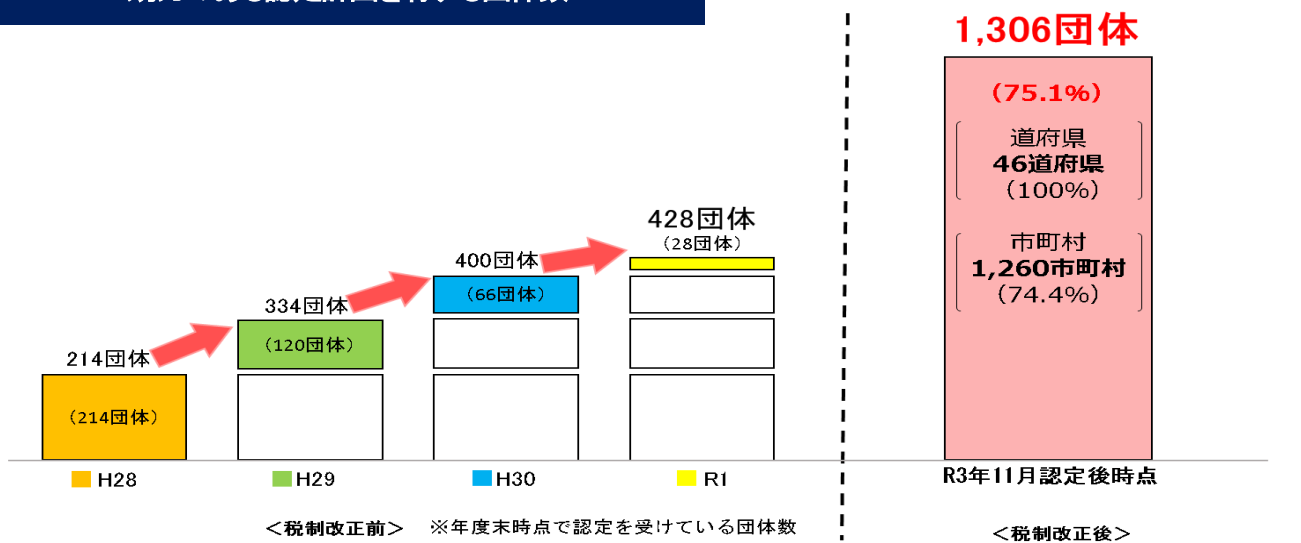
目次

1. 地域再生計画の認定申請について
2. サテライトオフィスの整備等の促進に向けて
3. 企業版ふるさと納税マッチングアドバイザーについて
4. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）について
5. その他

1-1. 地域再生計画の認定申請について

- 地方公共団体は、企業版ふるさと納税を活用するためには、まず「地域再生計画」の認定を受けることが必要。
- 効力のある認定地域再生計画を有する団体数は1,306団体(75.1%)。(令和3年11月26日時点)
- 現在募集している地域再生計画の認定申請は、1月26日まで。
- **地域再生計画未策定の地方公共団体に対して、早期に計画策定(申請)いただくよう働きかけをお願いしたい。**

効力のある認定計画を有する団体数



申請スケジュール

- 事前相談
令和3年12月24日
～令和4年1月14日
- 認定申請
令和4年1月24日～1月26日
- 認定日(予定)
令和4年3月下旬

1-2. 効力のある認定計画を有する団体（都道府県別・令和3年11月26日時点）

区分	令和3年11月26日時点で効力のある認定計画を有する団体数			市町村数 (注1)	認定市町村割合 (A)	(A)の順位
	道府県	市町村	今回増加分			
北海道	1	123	(+8)	179	68.7%	32
青森県	1	37	0	40	92.5%	10
岩手県	1	27	(+2)	33	81.8%	20
宮城県	1	23	(+1)	35	65.7%	36
秋田県	1	16	(+2)	25	64.0%	40
山形県	1	23	(+1)	35	65.7%	36
福島県	1	33	(+3)	59	55.9%	45
茨城県	1	30	(+2)	44	68.2%	35
栃木県	1	22	0	25	88.0%	15
群馬県	1	24	(+1)	35	68.6%	33
埼玉県	1	37	(+6)	59	62.7%	42
千葉県	1	38	(+3)	51	74.5%	28
東京都	-	3	0	29	10.3%	47
神奈川県	1	15	0	26	57.7%	43
新潟県	1	27	0	30	90.0%	11
富山県	1	13	(+1)	15	86.7%	16
石川県	1	19	0	19	100.0%	1
福井県	1	14	(+1)	17	82.4%	19
山梨県	1	27	0	27	100.0%	1
長野県	1	44	(+3)	77	57.1%	44
岐阜県	1	31	0	42	73.8%	29
静岡県	1	31	0	35	88.6%	13
愛知県	1	39	(+2)	54	72.2%	30
三重県	1	20	0	29	69.0%	31

区分	令和3年11月26日時点で効力のある認定計画を有する団体数			市町村数 (注1)	認定市町村割合 (A)	(A)の順位
	道府県	市町村	今回増加分			
滋賀県	1	16	(+2)	19	84.2%	18
京都府	1	21	0	26	80.8%	22
大阪府	1	28	(+4)	43	65.1%	38
兵庫県	1	32	(+3)	41	78.0%	26
奈良県	1	38	0	39	97.4%	7
和歌山県	1	28	(+1)	30	93.3%	9
鳥取県	1	13	(+1)	19	68.4%	34
島根県	1	12	(+1)	19	63.2%	41
岡山県	1	24	0	27	88.9%	12
広島県	1	18	(+2)	23	78.3%	25
山口県	1	19	(+2)	19	100.0%	1
徳島県	1	19	(+3)	24	79.2%	24
香川県	1	15	0	17	88.2%	14
愛媛県	1	15	0	20	75.0%	27
高知県	1	27	(+3)	34	79.4%	23
福岡県	1	39	(+6)	60	65.0%	39
佐賀県	1	20	0	20	100.0%	1
長崎県	1	21	(+1)	21	100.0%	1
熊本県	1	39	(+4)	45	86.7%	16
大分県	1	17	0	18	94.4%	8
宮崎県	1	26	(+1)	26	100.0%	1
鹿児島県	1	35	(+2)	43	81.4%	21
沖縄県	1	22	(+3)	41	53.7%	46
合計	46	1,260	+75	1,694	74.4%	-

(注1) 市町村数は、制度の対象外となる市町村を除いたもの

2-1. サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

- 政府として、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し**、地域の個性を活かした地方活性化を図ることで、持続可能な経済社会を目指す「**デジタル田園都市国家構想**」を推進。
- 感染症拡大により、**多くの人々がテレワークを経験**。また、若い世代は、**就職・転職の条件として、テレワークの実施が可能か否かを重要視**。
企業において、**生産性・付加価値の向上、社員の働き方改革**に資するものとして、サテライトオフィス等の活用はメリットが大きい。
- そこで、政府として、以下の目標を掲げ、**サテライトオフィスの整備等を促進**。

目標

企業進出や移住等の推進に向け、

サテライトオフィスの整備等に取り組む地方公共団体を倍増 [約500 (R3.11) → 1,000 (R6末)]

形態の例

サテライトオフィス

企業等の地方拠点が設置されたオフィス
(単独利用、複数利用どちらも含む)



シェアオフィス

1つのスペースを複数の企業等で共有。
サテライトオフィスよりも安価で設置が可能。



コワーキングスペース

1つのスペースを複数の個人で共有。共有型の
オープンスペースで、各人が独立して仕事を行う。



政府としての促進策を用意 (企業向けの企業版ふるさと納税等)

2-2. 企業版ふるさと納税について

- 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除し、企業の実質負担が約1割まで圧縮される仕組み（令和6年度末までの特例）
- 令和2年度は、1,640社（前年度比1.5倍）が、計110億円（前年度比3.3倍）の寄附を行い、地方創生の深化

制度のポイント

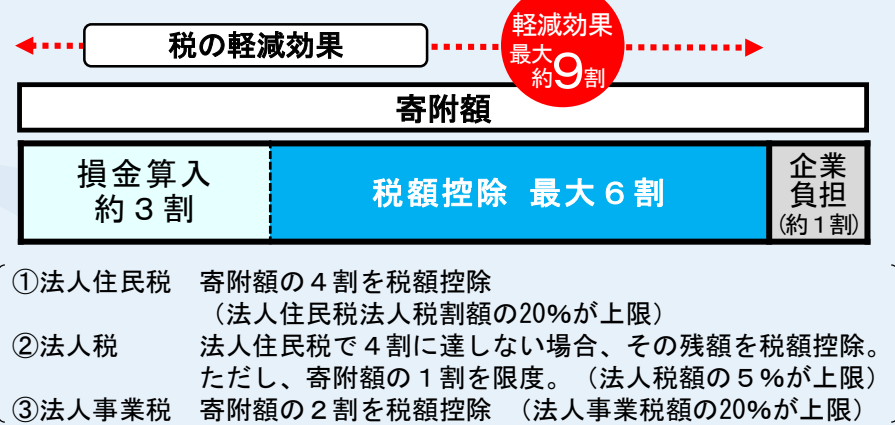
- 損金算入による軽減効果に税額控除最大6割を上乗せ（令和2年度から拡充）

サテライトオフィスの整備等の場合、整備年度にまとめて寄附するだけでなく、複数年度にわたって寄附する場合でも、企業版ふるさと納税の活用が可能

- 寄附の代償として経済的な見返りを受けることは禁止（公正なプロセスを経た上で契約等することは可）

サテライトオフィスの整備等の場合、寄附企業以外の企業も入居していることが望ましいが、公募を通じて、寄附企業以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったのであれば、寄附企業以外の企業の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能（解釈を明確化）

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
（例：北海道札幌市に本社が所在する場合、道及び同市への寄附は対象外）



税の軽減効果のイメージ例

※東京に本社所在の企業の例
※一部計算を簡便化している

- (例1) 営業収入3,000億円（課税所得150億円）の企業
- 10億円を寄附 → 約6億7,000万円（寄附額の約7割）が軽減
 - 2億円を寄附 → 約1億8,000万円（寄附額の約9割）が軽減
- (例2) 営業収入300億円（課税所得20億円）の企業
- 1億円を寄附 → 約7,000万円（寄附額の約7割）が軽減
 - 3,000万円を寄附 → 約2,700万円（寄附額の約9割）が軽減
- (例3) 営業収入30億円（課税所得2億円）の企業
- 1,000万円を寄附 → 約700万円（寄附額の約7割）が軽減

2-3. サテライトオフィスの促進策

サテライトオフィスの整備等に係る施策

①企業版ふるさと納税（内閣府）※企業向け

地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税が一定割合税額控除される仕組み【再掲】

②デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府）※地方公共団体向け

「転職なき移住」を実現すべく、サテライトオフィス等の施設整備・運営等を支援

[R3補正:200億円の内数（地方創生テレワークタイプ）]

③地方創生拠点整備交付金（内閣府）※地方公共団体向け

地方公共団体の自主的・主体的で先導的な施設整備等を支援

[R3補正:460億円]

→上記は組み合わせが可能（地方公共団体が②又は③の交付金と①で税額控除を受ける企業からの寄附を財源に整備する）

テレワークの普及等に係る施策

地方創生テレワーク推進事業（内閣府）

地方創生テレワークに取り組む企業、地方公共団体等に対する一元的な情報提供や、きめ細やかな相談対応等を実施
(URL) <https://www.chisou.go.jp/chitele/index.html>

サテライトオフィス・マッチング支援事業（総務省）

サテライトオフィスの開設に関心のある企業と、サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体とのマッチングを図るセミナーを開催（令和4年3月4日、東京にて開催予定）（令和2年度は、令和3年2月のセミナー（オンライン開催）に53社が参加）

テレワーク普及展開推進事業（総務省）

- ・テレワーク導入を検討する企業等に対し、専門家が無料で相談に応じ、システム・情報セキュリティ等について助言
- ・全国各地の相談窓口での対応

2-4. サテライトオフィス等の整備の例①

○ 地方公共団体がサテライトオフィス等の整備等を進める場合、主に以下のような手法が考えられる。

地方公共団体が整備・運営する場合

例1 福島県会津若松市：ICT関連企業が機能移転できるオフィス「スマートシティAiCT」の開設【H31.4月開設】

- ・ デジタル技術を様々な分野で活用し、地域の課題解決や活性化を図り、生活の利便性を高める「スマートシティ会津若松」を推進
- ・ ICT関連企業が機能移転できる受け皿として「AiCT」を整備し、**国内外の37社・200名超が在籍**しており、地域における新たな「仕事の間」を創出

〈建設費〉 約24億円



例2 岡山県真庭市：市所有の「湯原温泉館」の改修【改修工事中】

- ・ 市所有の**温泉施設を、サテライトオフィス・コワーキングスペース・会議室を備えた施設に改修**し、都市部の喧騒から離れたリラックスしながら仕事に集中できる環境を整備
- ・ 快適な仕事環境を構築するため、**高速ネットワーク環境、高品質・高セキュリティの通信回線**を整備

〈改修費〉 約3,000万円



2-5. サテライトオフィス等の整備の例②

民間企業等が設置・運営し、地方公共団体が補助金等で取組を支援する場合

例1 徳島県神山町：神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックスの開設支援【H25.1開設】

- ・ 町が所有する閉鎖された元縫製工場をNPO法人が**コワーキング・スペース**として**改修し、運営**
(町がNPO法人に施設を有償貸付)
- ・ **地方公共団体が改修費用を補助**することで、開設を支援
- ・ **14社が会員として利用** (R4.1時点)

〈改修費〉 約2,000万円



例2 新潟県佐渡市：民間オフィス（トレーラーハウス）の開設支援【R3.11開設】

- ・ 眺望の良い湖畔にトレーラーハウス4台を設置し、起業や事業拡大の拠点となる**インキュベーションセンターを民間事業者が運営**
- ・ **地方公共団体が整備費用を補助**することで、開設を支援
- ・ 首都圏に本社のある**ITベンチャー企業など7社が入居** (R4.1時点)

〈開設整備費〉 約2,500万円



地方公共団体が借り上げる場合

例 北海道美唄市：美唄ハイテクセンターのオフィスを無償で一時貸付

- ・ 第三セクター所有施設内の**オフィスを地方公共団体が借り上げ**、
市内に進出を検討している企業等に**お試しオフィス**として1週間程度無償で貸付
- ・ 長期の継続利用（入居）を希望する企業は自己負担で賃貸契約を行うことも可能
- ・ R2年度は**27社が利用**

〈賃借料〉 約580万円/年



2-6. お問い合わせ先

本資料に関してご質問などがございましたら、以下の問合せ先までお願いします。

資料全般について

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

電話：03-6257-1421

個別施策について

＜企業版ふるさと納税について＞

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-6257-1421

＜地方創生拠点整備交付金について＞

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-3581-4203

＜サテライトオフィス・マッチング推進事業について＞

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

電話：03-5253-5392

＜デジタル田園都市国家構想推進交付金について＞

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

電話：03-6257-3889

＜地方創生テレワーク推進事業について＞

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

電話：03-6257-1417

＜テレワーク普及展開推進事業について＞

総務省情報流通行政局情報流通振興課

電話：03-5253-5748

総説	● 禁止される具体例の例示	【Q5-1-1】
	● 許容される具体例の例示	【Q5-1-2】
個別事例の詳細		
● 契約一般	● 寄附を行った法人を契約の相手方とすること	● まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約 【Q5-2-1】 ● 上記以外の事業に係る契約 【Q5-2-2】
	● すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-2-3】
	● ネーミングライツ	● 寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること
● 施設等の利用	● 寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること	【Q5-4-1】(番号改定)
	● 寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること	【Q5-4-2】(新設)
● 寄附法人の子会社等	● 寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること	【Q5-5】
● 契約関係類似の関係	● 寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること	【Q5-6-1】
	● すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-6-2】
その他	● 法人にとってのメリット	【Q11】

2-8. 令和4年1月17日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容

【問番号のみ改定】

Q5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

【回答番号のみ改定】

A5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

【新設】

Q5-4-2.

寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。

【新設】

A5-4-2.

寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。

【参考（改定なし）】

Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

【参考（改定なし）】

A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

a.～d. (略)

e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

(略)

・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

(略)

2-9. 企業版ふるさと納税の活用促進に向けたマッチングイベント等の開催予定（令和3年度）

（1）内閣府主催及び他省庁との連携によるマッチングイベント等

- 令和4年2月4日（金）：内閣府主催の「第5回 地方創生テレワーク推進セミナー」
企業版ふるさと納税に関する制度等の説明のほか、サテライトオフィスの整備等の促進に向けた説明も予定
- 2月9日（水）：内閣府主催の、企業版ふるさと納税に関するマッチングイベント（3日間開催）
「サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決」をテーマとする予定
- 2月25日（金）：内閣府主催の「地方創生テレワーク推進パートナー会議」
企業版ふるさと納税に関する制度等の説明のほか、サテライトオフィスの整備等の促進に向けた説明も予定
- 2月28日（月）：内閣府・経済産業省等との共催による「企業版ふるさと納税活用セミナー・マッチング」
サテライトオフィス等整備をテーマの1つとする予定
- 2月下旬：内閣府・環境省等との共催による「地域脱炭素の推進と企業版ふるさと納税活用セミナー」（2日間開催）
個別のマッチングも予定
- 3月4日（金）：総務省主催の「サテライトオフィスマッチングセミナー」【調整中】
企業版ふるさと納税に関する制度等の説明のほか、サテライトオフィスの整備等の促進に向けた説明も予定

（2）地域におけるマッチングイベント等の創出（民間団体や地方公共団体等への支援）

- 令和4年1月19日（水）：（一社）古民家再生協会主催の地方公共団体と民間企業とのマッチング会を開催
- 2月4日（金）：（株）広島銀行等の主催による「地域の課題解決に向けて～官民連携の手法と実践セミナー～」
内閣府としては、開催に向けた支援のほか、企業版ふるさと納税に関する制度等の説明を予定。
個別のマッチングも予定。
- 2月24日（金）：（株）北海道新聞社主催の「企業版ふるさと納税セミナー（仮称）」【調整中】
内閣府としては、開催に向けた支援のほか、企業版ふるさと納税に関する制度等の説明を予定。
個別のマッチングも予定。

○ 上記のほか、都道府県等が中心となってマッチングイベントやセミナーが開催されている例もある。
今後も、都道府県等が旗振り役となって、マッチングイベントを開催するなど積極的に取り組んでいただきたい。

2-10. 内閣府主催 企業と地方公共団体とのマッチング会

○ 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、官民連携の場として、2018年8月31日に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界の持続可能な開発目標の17の目標

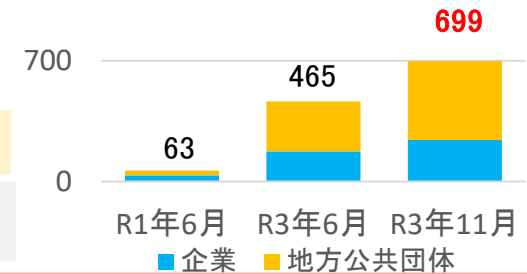


○ 会員数：6,013団体(2021年10月末時点)
〔 都道府県及び市区町村:1,017団体 / 関係府省庁:16団体 / 民間団体等:4,983団体 〕

○ 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置(2021年10月末時点:52分科会)。

- SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

分科会会員数の推移



企業版ふるさと納税 分科会 (企業241団体、地方公共団体458団体 ※R3.11時点)

課 題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

○2020年度開催実績

- 第1回：8月26日(WEB開催) 自治体72団体、企業34団体
- 第2回：10月1日(WEB開催) 自治体147団体
- 第3回：10月29日(WEB開催) 自治体42団体、企業31団体
- 第4回：12月9日(WEB開催) 自治体62団体、企業33団体
- 第5回：1月22日(WEB開催) 自治体116団体、企業87団体
- 第6回：2月25日(WEB開催) 自治体82団体、企業77団体

・自治体向けのセミナー(企業への効果的なプレゼンテーションや個別面談時の対話の手法等)、模擬プレゼンを実施

・企業版ふるさと納税(人材派遣型)についての説明を実施

・企業からのプレゼンテーションを実施

・企業版ふるさと納税(人材派遣型)のプレゼンテーション及び個別面談を実施

・メインテーマを設定(①スポーツ・文化の振興、②脱炭素社会の実現)

・自治体(今治市)による取組事例発表

・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)

○2021年度開催実績・予定(合計6回程度開催予定)

- 第1回：7月15日(WEB開催) 自治体149団体、企業58団体
- 第2回：9月2日(WEB開催) 自治体88団体、企業68団体
- 第3回：10月13日(WEB開催) 自治体137団体、企業64団体
- 第4回：11月18日(WEB開催) 自治体102団体、企業62団体
- 第5回：1月18日(WEB開催) アドバイザー相談会として開催
- 第6回：2月9日開催予定(WEB開催)

・メインテーマを設定(①脱炭素社会の実現、②国土強靱化、③新型コロナウイルス感染症対策)

・自治体(新潟県)による取組事例発表

・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)

・企業が地方公共団体のプレゼンテーションを視聴した上で関心ある地方公共団体と面談できるよう、個別面談会を別日に設定

・メインテーマを設定(①災害・国土強靱化・新型コロナウイルス感染症対策、②移住・定住の促進)

テーマ：サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決

3. 内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーについて

- 地方公共団体と企業のマッチングを推進し、企業版ふるさと納税の一層の活用を図ることを目的として、「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」制度を創設。
- 令和3年10月、3名の方に「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」を委嘱し、**内閣府主催のマッチング会において助言。**

(敬称略)



NPO法人ETIC.
やまうち こうじ
山内 幸治



(一財)地域活性化センター
よしひろ たくお
吉弘 拓生



(株)官民連携事業研究所
ひるた こういちろう
晝田 浩一郎



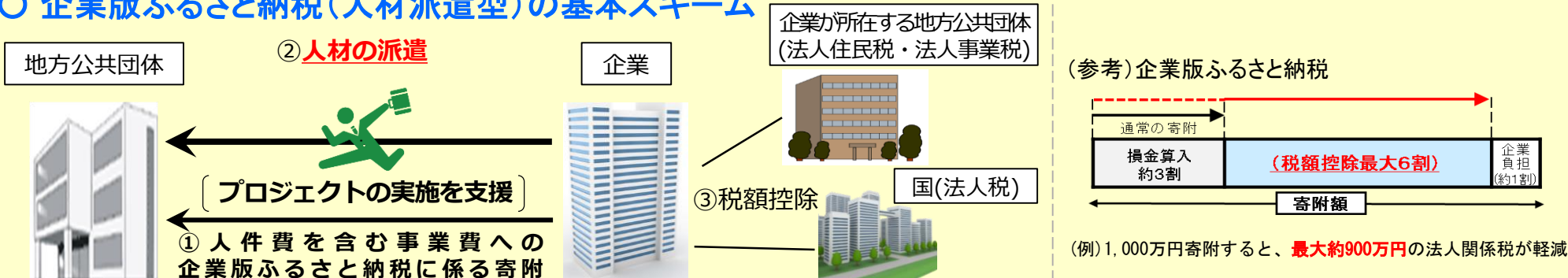
↑
マッチング会詳細はこちら

アドバイザーによる助言を受けることができるマッチング会にぜひご参加ください！

4. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合**をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 寄附企業からの**人材受入れなどを対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への寄附を行うことの代償としての**経済的利益供与の禁止** など

活用団体	受入期間	従事する事業	派遣者	活用団体	受入期間	従事する事業	派遣者
岡山県真庭市	令和3年4月1日から2年間	観光振興事業	岡山市内の企業から1名	熊本県	令和3年8月18日から約11ヶ月間	脱炭素化推進事業	福岡市内の企業から1名
新潟県	令和3年6月1日から9ヶ月間	ICTを活用した地域課題解決	東京都内の企業から1名	岩手県大槌町	令和3年10月1日から6ヶ月間	防災・協働地域づくり	東京都内の企業から1名
大阪府貝塚市	令和3年7月1日から2年間	駅開発等のまちづくり事業	大阪市内の企業から1名	奈良県葛城市	令和3年10月1日から6ヶ月間	ICTを活用した地域課題解決	東京都内の企業から1名

5. その他

総説	禁止される具体例の例示	【Q5-1-1】	
	許容される具体例の例示	【Q5-1-2】	
個別事例の詳述			
契約一般	寄附を行った法人を契約の相手方とすること	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約	【Q5-2-1】
		上記以外の事業に係る契約	【Q5-2-2】
	すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-2-3】	
ネーミングライツ	寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること	有償のネーミングライツ契約	【Q5-3-1】
		無償のネーミングライツ契約	【Q5-3-2】
施設等の利用	寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること	【Q5-4-1】番号改定	
	寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること	【Q5-4-2】新設	
寄附法人の子会社等	寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること	【Q5-5】	
契約関係類似の関係	寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること	【Q5-6-1】	
	すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-6-2】	
その他	法人にとってのメリット	【Q11】	

Q 5 - 1 - 1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

A 5 - 1 - 1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

- a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。
- ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記したQ 5 - 2 - 1 からQ 5 - 6 - 2 までの各質問に対する回答もご参照ください。

なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。

Q 5 - 1 - 2.

例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。

A 5 - 1 - 2.

一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。

- ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ 5 - 2 - 1 からQ 5 - 6 - 2 までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。

Q 5-2-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5-2-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。

Q 5-2-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5-2-2.

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q 5-2-1に対するA 5-2-1と同様の考え方となります。

地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q 5 - 2 - 3.

地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5 - 2 - 3.

過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q 5 - 2 - 1に対するA 5 - 2 - 1において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご注意ください。

Q 5-3-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5-3-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

Q 5 - 3 - 2.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5 - 3 - 2.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。

なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場合が挙げられます。

いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

【令和4年1月17日 問番号のみ改定】

Q5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

【令和4年1月17日 回答番号のみ改定】

A5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

【令和4年1月17日 新設】

Q5-4-2.

寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。

【令和4年1月17日 新設】

A5-4-2.

寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。

Q 5 - 5.

地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5 - 5.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。

Q 5-6-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること
- ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと
- ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること
- ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること

A 5-6-1.

上記Q 5-2-1に対するA 5-2-1と同様の考え方となります。A 5-2-1をご参照ください。

Q 5-6-2.

地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること
- ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること

A 5-6-2.

上記Q 5-2-3に対するA 5-2-3と同様の考え方となります。A 5-2-3をご参照ください。

11. その他

Q 11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用するメリットは何ですか。

A 11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用して地方公共団体の地方創生プロジェクトを支援することは、当該税制の適用を受けることのほか、下記のメリット・効果につながると考えられます。

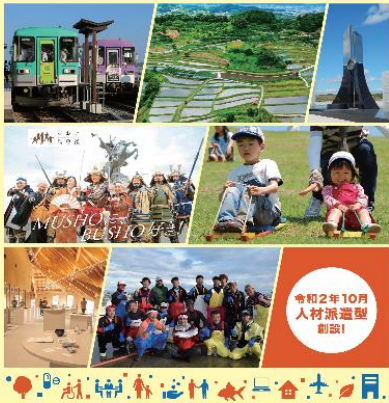
- ・ 寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上
- ・ 地域社会の活力向上などへの貢献
- ・ 創業地など縁のある地域への恩返し
- ・ 事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs 達成に向けた取組みの推進、ESGに配慮した経営の遂行
- ・ 地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築 など

詳細は、内閣府ホームページに掲載している「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」(令和3年3月)をご覧ください。(URL : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>)

企業版ふるさと納税ポータルサイト – 「特に寄附を募集している事業」の掲載について –

○更なる利便性向上に向け、**ポータルサイトの改修(サテライトオフィス等関連事業の追加)**を予定。

■ 内閣府HP (企業版ふるさと納税ポータルサイト) ■



こころざしをカタチにする。
企業版ふるさと納税ポータルサイト

特に寄附を募集している事業・分野別

- 1 交通・都市計画
- 2 生涯活躍のまち
- 3 空家・空き店舗対策
- 4 環境保全 **クリック**
- 5 **人材育成**
- 6 結婚

特に寄附を募集している事業一覧 (人材育成)

地方公共団体名	特に寄附を募集している事業
北海道	北海道未来人材応援事業
北海道札幌市	さっぽろ未来創生プロジェクト
北海道北見市	地域資源カーリングを活用した知名度向上と交流人口拡大の
北海道苫小牧市	苫小牧版地方創生事業
北海道根室市	根室市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道滝川市	滝川市まち・ひと・しごと創生事業
北海道伊達市	伊達市まち・ひと・しごと創生推進事業
北海道知内町	町立知内高等学校魅力化プロジェクト

特に寄附を募集している事業一覧

地域から探す →

キーワードから探す →

企業版ふるさと納税対象事業 (地域別)



企業版ふるさと納税対象事業 (北海道)

地方公共団体	計画名	特に寄附を募集している事業名	地方公共団体HP	担当部署
北海道	北海道創生総合戦略推進計画	北海道未来人材応援事業	北海道HP	総合政策部官民連携室
札幌市	さっぽろ未来創生プロジェクト	さっぽろ未来創生プロジェクト	札幌市HP	まちづくり政策局企画部企画課
函館市	函館市まち・ひと・しごと創生推進計画	函館市まち・ひと・しごと創生推進事業	函館市HP	企画部計画推進室調整課
小樽市	第2期小樽市まち・ひと・しごと創生推進計画			総務部企画政策室

企業版ふるさと納税ポータルサイト — 「特に寄附を募集している事業」の掲載について —

- ポータルサイトには、各地方公共団体が特に寄附を募集している事業を掲載することができ、ポータルサイト掲載が契機となり、寄附獲得につながった例もある。
- 「特に寄附を募集している事業」を掲載していない市町村に対して、積極的にポータルサイトを活用するよう周知をお願いしたい。

内閣府HP「特に寄附を募集している事業」の掲載例



愛知県小牧市

こまきこども未来館運営事業
みんなで育てよう！「こまきこども未来館」
～子どもを中心に世代を越えて市民がつながる施設を目指して～

こまきこども未来館は、本市の子育て支援の中核施設として、
「こどもの夢への挑戦を応援する施設」
「子どもを中心に世代を越えて市民がつながる施設」
「子育て・子育ての中核となる施設」
 を目指し、さまざまな「遊び」や「体験」を通じて、楽しみながらそれぞれの「学び」を見つけることができる児童館です。

「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」の理念を実現する施設として、「未来リテラシーを育む」というコンセプトのもと、子ども達にこれからの未来を力強く生き抜く力を育てる豊かな「学び」を提供し、小牧の子ども達やまちの「成長のシンボル」として、いつまでも愛される施設を目指します。

一緒に子ども達や施設の成長を支えていただける企業様をお待ちしています！

中核生の様々な自主活動に利用できるスタジオ





施設のリニューアルによる大規模なリニューアル工事（シンボルタワー）



タブレットからタブレットまで、学校や家庭では体験できない“新しい”学びが広がる施設

◆お問い合わせはこちら◆
 小牧市役所 多世代交流プラザ準備室
 TEL 71-8616 FAX 71-8612
 mail miraikan@city.komaki.lg.jp

奈良県明日香村

様式2

世界遺産登録推進プロジェクト

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録に向け、明日香村では全村が一丸となって様々な事業を展開しており、**2024年に登録が実現する予定**です。本プロジェクトは世界遺産登録に向けた構成資産の調査や整備をはじめ、登録後の来訪者を受け入れを想定した周辺環境整備、さらには世界遺産のある村としての誇りを次世代に継承するための施策などの下記事業を展開していきます。世界遺産の登録推進にご支援をお願いします。

- (1) 発掘調査の実施
- (2) 構成資産の整備
- (3) 周辺環境の整備
- (4) 景観保全の推進
- (5) 魅力発信の推進
- (6) 次世代への継承



【連絡先】
 明日香村役場 総合政策課
 電話番号：0744-54-2001
 メールアドレス：seisaku@tobutori-asuka.jp